

令和 7 年 10 月 4 日改訂版

P T A 要 覧



西宮市立高木小学校 P T A

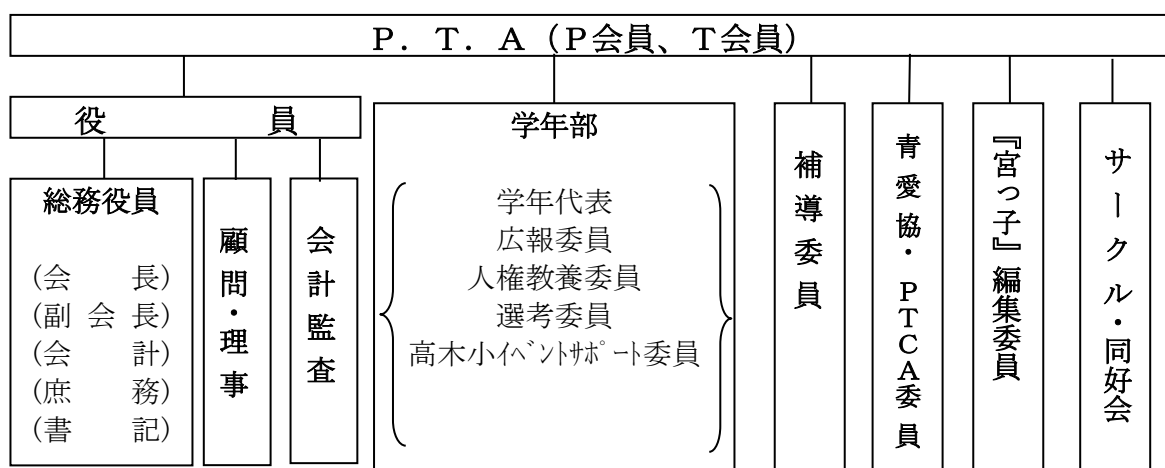
目 次

1. P T Aとは.....	1
2. 高木小学校 P T Aの構成.....	2
3. 高木小学校 P T Aの運営.....	3
4. 高木小学校 P T Aの活動.....	5
5. 高木小学校 P T Aの会費.....	7
6. 高木小学校 P T Aの諸規則.....	8

1. P T Aとは

P T A (Parent-Teacher Association) とは、児童の保護者(P会員)と教職員(T会員)が会員として同じ立場でそれぞれの分野から子供の幸せのためにともに話し合い、ともに学び、協力しながら実践活動する民主的な会です。

2. 高木小学校 P T A の構成 会員組織図



《P会員（保護者会員）》

- ・高木小学校の児童保護者で構成されます。

《T会員（教職員会員）》

- ・高木小学校の教職員で構成されます。

《役員》

- ・総務役員、顧問、理事、会計監査で構成されます。

＜総務役員＞

- ・選考委員が全会員の中から選出します。
- ・運営委員の一員として努力するとともに、高木小学校 P T A と他の P T A 諸団体、地域諸団体、関係機関と連携し活動します。

＜顧問・理事＞

- ・全会員より会長が委嘱します。

＜会計監査＞

- ・全会員より会長が委嘱します。

《学年部》

- ・各学年4～10名、たんぽぽ学級の評議員で構成されます。

《補導委員》

- ・全会員より会長が委嘱します。

《青愛協・PTCA委員》

- ・全会員より会長が委嘱します。

《『宮っ子』編集委員》

- ・全会員より会長が委嘱します。

《サークル・同好会》

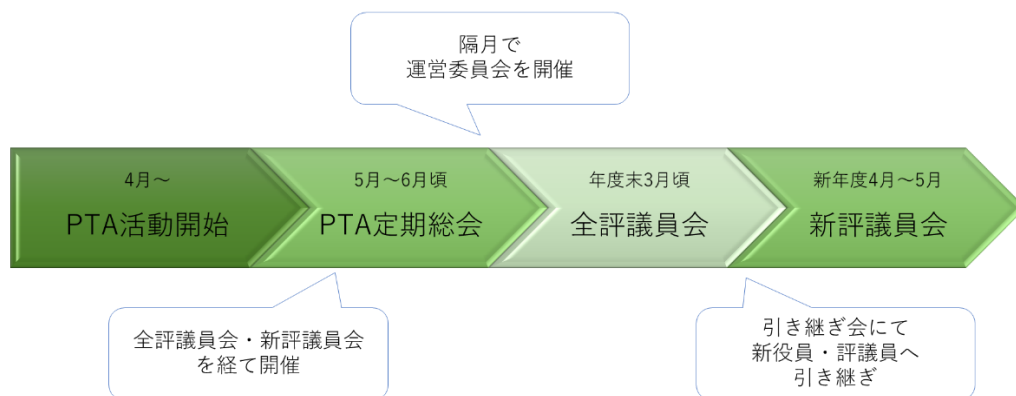
- ・全会員より有志で活動します。

3. 高木小学校 P T A の運営

会員は

- ・ 学年 P T A ・ 窓口活動などに参加し、意見を出します。
- ・ 積極的に評議員に協力します。
- ・ 総会に出席し、大事な問題の議決に参加します。

PTA運営全体の大まかな流れ



《総会》

- ・ 定期総会は年1回 5月～6月頃に開催し、臨時に開催することもできます。
- ・ 年間計画、予算、その他重要な問題について全会員が審議決定する会です。令和4年度以降、書面開催となっており、委任状を含め、全会員の3分の2以上の出席回答がなければ会は成り立ちません。
- ・ 全会員が議決に参加できる大事な場です。できる限り出席（回答）し、やむをえず欠席する（回答できない）場合には必ず委任状を提出します。委任状が受理されると、会の決定には異議を申し立てることは一切できません。委任状の意味をよく考えて提出して下さい。

《評議員会》

- ・ 総務役員、顧問、理事、学年評議員、地域評議員で構成され、総会の原案について審議決定する会です。

《運営委員会》

- ・ 総務役員、顧問、理事、各学年代表、たんぼぼ学級代表、各窓口代表、補導委員、青愛協委員、『宮っ子』編集委員、P T C A委員代表、サークル代表、同好会代表で構成され、学年・地区から出された問題、その他窓口活動などについて毎月協議し、結果は全会員に速報します。

(運 営 委 員 会)			
総 務 役 員	6 ～ 8 名	窓 口 代 表	各窓口 1 名
顧 問	校長先生	補 導 委 員	1 名
理 事	教頭先生	青愛協・PTCA 委員	1 名
〃	生活指導担当教諭	『宮っ子』編集委員	1 名
〃	校外指導担当教諭	サ ー ク ル 代 表	各 1 名
会 計 (T 会 員)	学校事務職員	同 好 会 代 表	各 1 名
学 年 代 表	各学年 1 名		
たんぽぽ学級代表	最大 2 名		

《役員会》

- ・総務役員、顧問、理事で構成され、総会・運営委員会を招集します。
- ・運営委員会の議事について協議し、原案としてまとめます。
- ・PTA活動の運営などに関する提案や問題点を協議します。
- ・学校行事など、学校からの報告を受けます。
- ・各学年・窓口、外部団体の活動報告をします。

4. 高木小学校 P T A の活動

(1) 活動の方針

学年 P T A、窓口活動をもとに、全会員が気持ちよく参加し、活動できるように工夫する。

- ・誰もがそれぞれの立場を認め、理解し、支え合う P T A にしていく
- ・広く活動を分担し、協力し合う
- ・転入会員をあたたく迎える

(2) 活動の内容

総務役員、各学年、各窓口の活動は、年度初めに体制を整えて、会員の協力を求めながら進めます。

《総務役員》

- ・総会、評議員会、運営委員会、役員会などの開催
- ・学校諸行事への参加・協力
- ・児童・青少年福祉のために活動する社会的諸団体への参加・協力

西宮市 P T A 連合会（みや P 連）
スポーツクラブ 2 1 高木（S C 2 1 高木）
高木地区青少年愛護協議会（青愛協）
北口地域団体連絡協議会（地団協）
北口地域コミュニティ協議会
高木小教育連携協議会
北口防犯協会
シニア西宮北口

《会計監査》

年 2 回、P T A 会計の監査をします。

《学年評議員》

各学年・各窓口の代表は運営委員会に出席し、活動の予定や結果の報告をします。

＜学年代表＞

- ・学年 P T A の開催
- ・諸活動への参加・協力
- ・講演会などへの出席
- ・『学年だより』の発行

＜窓　　口＞

① 広報委員

- ・ P T A 広報紙『くすの木』の発行
- ・ 『くすの木』のための取材・撮影

② 人権教養委員

- ・ 勉強会や講演会を企画・運営
- ・ 外部の勉強会・講演会などへの出席
- ・ 『人権教養だより』の発行

③ 選考委員

- ・ 次年度総務役員の選出のための活動（受付、面談、選出、依頼等）
- ・ 新旧総務役員の顔合わせ会の開催、司会進行
- ・ 『選考だより』の発行

④ 高木小イベントサポート委員

- ・ 学校行事の協力に関する準備、サポート内容のおたより作成
- ・ サポート当日の準備
- ・ 『高木小イベントサポートだより』の発行

＜＜地域評議員＞＞

＜補導委員＞

- ・ 中学校・地域補導委員の方々と一緒に巡回補導
- ・ 補導活動連絡会、研修会などへの出席
- ・ 愛護部定例会、青愛協定例会に出席

＜青愛協・P T C A 委員＞

- ・ 定例会の開催
- ・ 青愛協諸行事の企画・運営
- ・ 週末に開催される青愛協・地域の行事に参加・協力
- ・ P T C A 活動の企画・運営

＜『宮っ子』編集委員＞

- ・ 地域情報紙『宮っ子』の編集に参加・協力
- ・ 地域や小学校の行事に関する取材及び企画・編集

5. 高木小学校 P T A の会費

P T A 会費は、一家庭月額 1 8 0 円、2 ヲ月分（3 6 0 円）をまとめて、年間 5 回、学校徴収金と一緒に自動引き落としされます（兄弟姉妹がいる場合は一番下の学年から引き落とされます）。

◎ P T A 団体傷害保険

P T A が主催・学校と共催する行事に参加している間（往復途中含む）に以下に示す補償の対象となる方が事故でケガ（熱中症や細菌性食中毒を含む）をした場合に保険金が支払われるものです。

＜補償の対象となる方＞

- ・ P T A 会員である保護者・児童・教職員
- ・ P T A 会員の同居の親族（未就学児童・祖父母など）
- ・ P T A 会員の代理として P T A 行事への参加が事前に P T A より認められている方

万一事故が発生した場合には、事故の日から 3 0 日以内にまずは以下までご連絡ください。

兵庫県 P T A 安全会 0120-603-666（通話料無料）

なお、児童については、『日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度』で給付されるべき傷害は保険金支払いの対象となりません。

6. 高木小学校 P T A の諸規則

会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は西宮市立高木小学校 P T A と称し、拠点を高木小学校内に置く。
- 第 2 条 本会は本校に在籍する児童の保護者と本校職員をもって組織する。
- 第 3 条 本会は学校と家庭と社会の緊密なる連携と協力に依り児童の育成と幸福を願い、民主的精神を基盤とした教育の健全なる発展を助成することを目的とする。
- 第 4 条
- 1 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。
 - (1) 児童の教育推進のための環境の整備と充実
 - (2) 会員相互の融和親睦と研究修養
 - (3) 会員の福利と厚生
 - (4) その他必要と認められること
 - 2 この会の活動に必要とする個人情報の取得、利用、管理および提供については別に定める「個人情報取扱規定」により、適正に運用するものとする。

第 2 章 方 針

- 第 5 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 第 6 条 本会は高木校区における社会教育の振興を図り、児童青少年の福祉のために活動する他社会的諸団体及び機関と協力する。
- 第 7 条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉をも受けてはならない。
- 第 8 条 本会は当局と学校問題について協議するが、直接に学校の管理や人事に干渉するものではない。
- 第 9 条 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第3章 評 議 員

第10条

- 1 本会に次の評議員を置き評議員会を構成する。
 - (1) 学年評議員
各学年4～10名、たんぽぽ学級、各学級担任(教職員側)
 - (2) 地域評議員
学校全体から補導委員1名、青愛協・PTCA 委員14名、
『宮っ子』編集委員3名
- 2 評議員は本会目的及び活動の達成のために必要な企画運営に当たる。
 - (1) 学年評議員は会員に直結し、会員の意志を反映させるとともに各学年の世話をする。
 - (2) 地域評議員は地域の該当団体(西宮教育委員会青年補導グループ、高木地区青少年愛護協議会、北口地域コミュニティ協議会)の活動に参加・協力し、学校と地域のつながりを深める。

第4章 役 員

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2～3 名 |
| (3) 顧 問 | 1 名 |
| (4) 理 事 | 若干名 |
| (5) 会 計 | 1 名 |
| (6) 庶 務 | 1 名 |
| (7) 書 記 | 1～2 名 |
| (8) 会計監査 | 2 名 |

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 顧問は会長の諮問に応じる。
- (4) 理事は会長の意を体し会務を掌握する。
- (5) 会計は本会の収支一切を司る。
- (6) 庶務は庶務を司る。
- (7) 会計監査は会計を監査する。
- (8) 書記は議事録、PTA関連資料の作成を司る。

- 第13条 役員の選出及び就任は次のとおり行う。
- (1) 会長・副会長・会計・庶務及び書記は選考委員会を設け選出し評議員会及び総会の承認を受ける。
 - (2) 理事・会計監査は会長が会員中より委嘱する。
- 第14条 役員に欠員が生じたときは前条の規定により之を補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第15条 役員の任期は学年当初の定期総会より次年度当初の定期総会に至る一年間とし、再任を妨げない。原則として、一人二種以上の役員を兼ねることはできない。

第5章 会 議

- 第16条 会議は次のとおりとし会長が招集する。
- (1) 総会
 - (2) 評議員会
 - (3) 運営委員会
 - (4) 役員会
 - (5) 特別委員会
- 第17条 総会
- 1 総会はこの会の最高議決の機関であって、原則として次のことを行う。
 - (1) 経過報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 監査報告
 - (4) 総務役員の承認
 - (5) 年次計画の承認
 - (6) 予算案の承認
 - (7) 会則の改正
 - (8) その他必要な事項
 - 2 定期総会は年一回開催し、会長が必要と認めたとき、また会員の3分の1以上の要望があったとき、評議員会を経て臨時総会を開くものとする。
 - 3 総会の定足数は委任・出席を含め会員の3分の2とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。書面総会も定足数は会員の3分の2とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
 - 4 評議員会ならびに運営委員会において、書面又は電磁的記録により総会開催の決議をしたときは、書面総会を開催できる。

第 18 条 評議員会

評議員会は総会に次ぐ議決機関で適時に招集し、次のことを審議する。

- (1) 年次計画案
- (2) 決算報告案
- (3) 予算案
- (4) 各部会の活動
- (5) 各部提案事項
- (6) その他必要な事項

第 19 条 運営委員会

運営委員会は総務役員、顧問、理事及び各学年代表、たんぽぽ学級代表、各窓口代表、補導委員、青愛協・PTCA 委員代表、『宮っ子』編集委員代表、サークル代表、同好会代表で構成し、会の全般的な運営にあたる。

その主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 本会の事業企画・立案に関する事項
- (2) 各部の連絡、調整に関する事項
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第 20 条 役員会

会長が特に必要とする重要事項について随時審議する。

第 21 条 特別委員会

特定の目的を達成するために評議員会を経て特別委員会を設けることができる。

第 6 章 部 会

第 22 条 本会の事業を遂行するために次の 2 部会を置く。

- (1) 学年部
- (2) 窓口部

第 23 条 部の構成は次のとおりとする。

- (1) 学年部、窓口部は各学年評議員による

第 24 条 各部会の任務を次のとおりとする。

1 学年部、窓口部

- (1) 各学年学級相互の連絡提携に関する事項
- (2) 学年 P T A に関する事項
- (3) 会員の研修に関する事項

第 25 条 各部の代表は、本会の目的を達成するため必要に応じて定例会を開き、その部に属する事項の研究・調査・企画・運営にあたる。

第7章 会 計

- 第26条 本会の経費は、会員並びに自発的な寄付金をもって充てる。
会費は一家庭月額180円とするが、事情により一部または全額を免除することができる。
(1) その月の1日に在籍されている方に会費が発生する。
(2) 転出の場合、転出月末締めとし、残りを返金する。
- 第27条 本会の会計年度は学年度に依る。

第8章 会計監査

- 第28条 本会の会計を監査する2名の会計監査を置く。
- 第29条 会計監査は会長が会員中より委嘱し総会の承認を受ける。
- 第30条 会計監査は必要に応じ臨時会計監査を行い、総会に報告する。
- 第31条 会計監査の任期は、学年当初の定期総会より次年度当初の定期総会に至る一年とする。

第9章 附 則

- 第32条 本会則に明文なき事項については評議員会の決定に俟^まつ。
- 第33条 各部の活動はPTA要覧を参照する。
- 第34条 文書保存規定は別に之を定める。
- 第35条 本会則の変更は総会の議決を要する。

沿 革

昭和22年10月13日	制 定	於 創立総会
昭和28年 5月21日	一部改正	定期総会
昭和31年 5月22日	〃	〃
昭和43年 2月27日	〃	臨時総会
昭和48年 2月23日	改 正	〃
昭和48年 5月	一部改正	〃
昭和52年 2月	〃	〃
昭和54年 5月18日	〃	定期総会
昭和58年 5月28日	〃	〃
昭和59年 5月 8日	〃	〃
平成 3年 4月28日	〃	〃
平成13年 2月15日	〃	臨時総会
平成16年11月 2日	〃	〃
平成19年 5月 1日	〃	定期総会
平成20年 5月 1日	一部改正	〃
平成25年 3月12日	一部改正、一部追加	〃

平成 26 年	3 月 12 日	一部改正、一部追加、削除	〃
平成 27 年	4 月 30 日	一部改正	〃
平成 29 年	4 月 28 日	一部改正	〃
令和 3 年	4 月 28 日	一部改正	〃
令和 6 年	3 月 8 日	一部改正	臨時総会
令和 7 年	10 月 4 日	一部改正	定期総会

文書保存規定

第 1 条 この規定は、本会関係文書の保存期間及び保管担当を定めたものである。

第 2 条 関係文書の保存期間及び保管担当は次の規定表に従うものとする。

項	文書の種類	保存期間	保管担当
1	会則、規定、細則	最新版を永年	書 記
2	総務役員・評議員選出対象者名簿	2 年	書 記
3	総務役員・評議員名簿	5 年	庶 務
4	備品台帳	最新版を永年	庶 務
5	金銭出納帳、費目別経理簿、収支命令書・領収書類、監査報告書	5 年	会 計
6	総会・評議員会・運営委員会・役員会・特別委員会に関する資料及び議事録	5 年	書 記
7	会員への配付書類	3 年	会 長
8	P T A 広報誌『くすの木』	永年	総務役員（広報）
9	地域情報誌『宮っ子』	5 年	総務役員（宮っ子）
10	西宮市 P T A 連合会に関連する資料	3 年	会 長
11	S C 2 1 に関連する資料	3 年	副会長（S C 2 1）

第 3 条 保存期間の決起日は当該年度の翌年度の 4 月 1 日とし、保存期間経過後は保管担当が当該文書を破棄するものとする。但し、第 2 項については会員退会時（転出・卒業時等）に保管担当が之を破棄し、第 3 項については当該年度が終われば保管担当が之を破棄するものとする。

第 4 条 第 3 条に定める文書の破棄の際は、電子文書についても保管担当が之を消去するものとする。

第 5 条 この規定変更の場合は評議員会の承認を必要とする。

附 則 この規定は平成 29 年 4 月 28 日より実施する。

評議員選出細則

本細則は昭和４５年度末評議員会で承認された評議員選出方法に基づき次のとおり規定する。

第1章 評議員の数

- (1) 学年評議員 各学年 4～10名、たんぽぽ学級
・但し、役員協議により各学年評議員数の考慮ができる。
- (2) 地域評議員 学校全体から 補導委員 1名
青愛協・PTCA 委員 14名
『宮っ子』編集委員 3名

第2章 評議員の選出

- (1) 学年評議員の選出
 - ・学年評議員の選出は学年ごとに行う。
 - ・選出方法について話し合う。
- (2) 学年評議員選出の結果は総務役員に報告する。
- (3) 地域評議員の選出
 - ・学校全体で募集する。

附 則 本細則の変更は評議員会の承認を必要とする。

昭和55年	3月17日	一部改正	於 評議員会
昭和59年	4月26日	〃	〃
平成 3年	4月26日	〃	〃
平成19年	2月 7日	〃	〃
平成22年	3月15日	〃	〃
平成25年	3月12日	〃	〃
平成26年	3月12日	〃	〃
令和 3年	4月28日	一部改正・削除	定期総会
令和 6年	3月 8日	一部改正	臨時総会
令和 7年	10月 4日	一部改正	定期総会

選考委員会細則

第1章 選考委員会の構成

- (1) 学年評議員から選出される。
- (2) 総務役員 6～8名

第2章 選考委員の任期

任期は選考委員会の発足する定期総会から次年度定期総会までの一年間とする。

附 則

- (1) 選考委員が総務役員候補者として推薦された場合は選考委員の任を解くことができる。
- (2) 本細則の変更は評議員会の承認を必要とする。

昭和48年	11月22日	試行運用承認	於	評議員会
昭和49年	3月6日	一部改正		〃
昭和49年	5月25日	〃		〃
平成3年	4月26日	〃		〃
平成4年	3月3日	改正		〃
平成8年	3月14日	一部改正		臨時総会
平成16年	11月2日	〃		〃
平成17年	4月14日	〃		旧評議員会
平成18年	4月13日	〃		〃
平成19年	2月7日	〃		評議員会
平成25年	3月12日	〃		〃
令和3年	4月28日	一部改正		定期総会
令和6年	3月8日	一部改正		臨時総会

総務役員選出細則

本則は選考委員会が高木小学校PTAの役員のうち会長1名、副会長2～3名、保護者側会計1名、庶務1名、書記1～2名を選出するために定めるものである。

第1章 選出の方法

- (1) 会員の推薦(自薦を含む)の中から総務役員候補者を決める。
- (2) 選考委員会は総務役員候補者に就任を依頼し承諾を求める。
内定したら全会員に知らせる。
その他選出に関する一切の事務を行う。

第2章 総務役員選出の時期

総務役員選出は遅くとも年度末までに終了する。

第3章 総務役員の就任

総務役員内定者は新評議員会で選出後、新年度の企画運営の準備をし、総会の承認で就任となる。

附 則 本細則の変更は評議員会の承認を必要とする。

昭和48年11月22日	試行運用承認	於	評議員会
昭和49年 3月 6日	一部改正		〃
昭和49年 5月25日	〃		〃
平成 3年 4月26日	〃		〃
平成 4年 3月 3日	〃		〃
平成16年11月 2日	〃		臨時総会
平成19年 2月 7日	〃		評議員会
平成25年 3月12日	〃		〃

個人情報取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めたものである。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員と評議員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成および会員への配布
- (3) PTA活動をする上で必要な事項

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定め事務を遂行することに対して協力す

る必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、本会役員に対して、個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 この規定変更の場合は評議員会の承認を必要とする。

附則

本規定は、平成30年4月27日より実施する。

高木 PTA サークル規約

本規約は、西宮市立高木小学校 PTA 会員が PTA 会則第 1 章第 4 条 1 (2) に定める「会員相互の融和親睦と研究修養」を目的としたサークル活動に関して定めるものとする。

(総則)

第1条

- 1 サークルは、PTA 会員ならびに元 PTA 会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。
- 2 サークルは、児童及び教員の学校活動を妨げてはならない。
- 3 サークルは、PTA 活動に協力しなければならない。
- 4 サークルは、学校活動に無関係な営利目的、政治的、宗教的活動を行ってはならない。

(設立)

第2条

- 1 PTA 会員ならびに元 PTA 会員を合わせて 5 名以上で申請できる。
サークル代表者は教職員以外の PTA 会員ならびに元 PTA 会員とする。
- 2 サークル活動希望者は総務役員（サークル担当）に申し出て、設立申請書（別紙 1）を受け取る。必要事項を記入後、総務役員（サークル担当）に提出する。
- 3 運営委員会で検討し、承認されると PTA サークルとして登録される。ただし、検討にあたり申請者は運営委員会に出席しなければならない。
- 4 解散届、休止届の提出がない場合は、サークル活動の継続とみなし、次年度の申請書提出の必要はない。ただし、新年度毎にサークル名簿を作成し代表者が保管する。なお、緊急連絡先としてサークル代表者の氏名・連絡先のみを総務役員（サークル担当）に提出することとする。※個人情報取扱規定に基づく。

(解散)

第3条

- 1 サークルを解散する場合は、解散届（別紙 2）に必要事項を記入して、総務役員（サークル担当）に提出する。
- 2 サークル解散時には PTA 会費で購入した備品等は返却しなければならない。また、PTA 会計より活動費等の補助を受けていた場合は、解散時点での決算報告書を提出し、残金を返金しなければならない。
- 3 運営委員会はサークル活動が本規約に反していると判断した場合、サークルを解散することができる。解散を命じられたサークルは、以降 PTA サークルとしての活動はしてはならない。

(休止)

第4条

- 1 一時的に活動が困難となったサークルは、休止届（別紙2）に必要な事項を記入して、総務役員（サークル担当）に提出する事で、活動を休止する事ができる。
- 2 サークル休止時は PTA 会費で購入した備品は返却しなければならない。また、PTA 会計より活動費等の補助を受けていた場合は、解散時点での決算報告書を提出し、残金を返金しなければならない。

(活動)

第5条

- 1 サークルは、趣旨に沿った活動を、年間を通じて継続的に行うこととして、年間の最低活動回数を 5 回とする。
- 2 サークル活動において学校施設を使用する場合は、代表者が事前に予約する事とする。
- 3 サークルは、活動報告書、決算報告書を運営委員会に提出しなければならない。

(活動費)

第6条

- 1 設立初年度の活動費は年間 5 千円を上限とし、支給に際しては運営委員会の承認を要する。次年度以降は年間 1 万円を上限とする。
- 2 活動費はサークル活動に必要不可欠な備品の購入、施設利用料等にあてる事ができる。
- 3 活動費でまかなえないサークル活動に関する備品等を購入する場合は、運営委員会にて申請内容を検討し、PTA 総会の承認を得る事とする。
- 4 サークルは必要に応じ、会費を徴収して活動費とする事ができる。

(改正)

第7条

この規約変更の場合は運営委員会の承認を必要とする。

附則

本規約は、令和 6 年 3 月 8 日より実施する。

別紙 1

西宮市立高木小学校 P T A サークル 設立申請書	
申請日	西暦 年 月 日
サークル名	
サークル代表	年 組
サークル構成者 (最低 5 名)	
活動目的	
活動内容	
主たる活動場所	
年間活動計画 (活動予定回数、開催予定イベント等)	
設立時補助金申請額	(上限 5000 円)
補助金用途 (具体的な用途と金額)	
備考	

別紙 2

西宮市立高木小学校 P T A サークル 解散届 ・ 休止届	
届出日	西暦 年 月 日
サークル名	
サークル代表者	年 組
理由	
備考	



—高木小学校 P T A—